

令和6年度

離島地域おこし広域コミュニティ形成事業企画提案募集要項

(離島活性化交付金活用：鹿児島県)

令和6年度離島地域おこし広域コミュニティ形成事業業務委託に係る企画提案を公募します。

1 事業概要

本県離島における交流人口の拡大や新規起業・事業拡大等を推進し、「鹿児島県の離島」のブランド力の強化と地域活性化を図るため、離島振興に関心のある方々等で構成するコミュニティ形成や次世代を担う人材育成を支援する。

2 応募できる団体

応募者となる、企業・NPO等（以下、「提案団体」という。）は、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の活動実績があること。
※ 任意団体が、法人化した場合は、任意団体歴も含めます。
- (3) 法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団
 - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等
 - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

- (6) 上記(5)のウからケに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
- ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 暴力団員 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
 - ウ 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
 - エ 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ① 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - ② 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
 - ③ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

3 委託業務及び提案内容

別紙「仕様書」に関する業務

4 企画提案に関する質問の受付及び回答について

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とします（電子メールの場合には受領を確認すること）。
- なお、文書には質問への回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとします。
- ※ 受付期限：令和6年6月28日（金）17時まで
- (2) 質問に対する回答は、受付期限後から3日間（休日を含まない。）以内に県ホームページ上により行います。

5 事業の実施期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）

6 契約上限額及び採択件数

- (1) 契約上限額 6,000千円（消費税及び地方消費税込み）
- (2) 採択件数 1件

7 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和6年6月19日（水）から
令和6年7月5日（金）17時まで（必着）
- (2) 応募方法
次の応募書類を下記13の応募先まで郵送又は持参してください。
※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けていません。
※ 応募期間を過ぎてから郵送又は持参された書類は受け付けいたしません。
- (3) 応募書類
 - ア 企画提案書*
 - イ 添付資料
 - ① 経費の内訳を記載した参考見積書（税込）
※ ただし、団体等の運営に係る経常的な経費や行政職員に係る人件費・謝金、施設等の整備や設備備品の購入にかかる費用については対象外とします。
 - ② 県税の納税証明書（県税について未納がない事の証明：地域振興局・支庁税務担当課で発行）
 - ③ 団体の定款又はこれに代わるものの写し
 - ④ 団体の直近1年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表又は財産目録
※ 企画提案書の様式は、様式1～6（A4判）による。
※ 提出された応募書類については返却しませんので御了承ください。

8 審査・選考方法

- (1) 審査の過程で、応募いただいた事業内容等に不明な点があれば、電話等で確認させていただくことがあります。
- (2) 審査・選考は、鹿児島県総合政策部離島振興課で行います。
事業内容についてプレゼンテーション*を行っていただく予定です。
プレゼンテーションにあたっては、事業内容を具体的に説明してください。
（オンライン上でのコミュニティの構築方法（活用するSNSの種類・活用方法等）、インターンシップの実施内容等）
※ プレゼンテーションの日程等については、7月12日（金）としています。
（詳細については、後日通知します。）
※ プレゼンテーション出席に係る経費は応募者の自己負担となります。
- (3) 審査・選考の上、採択された企画提案については、実施方法や事業費などについて、条件を付す場合があります。また、審査結果については、鹿児島県総合政策部離島振興課からメールで通知します。

9 審査基準

- (1) 事業目的の的確性
離島地域おこし団体の連携に本県離島やその振興に関心の高い方々を加えたコミュニティの広域形成・活用を図り、次世代を担う人材の育成支援をする企画であること。
- (2) 事業内容の実現性
具体性のある内容であり、かつ実現可能な企画・運営、実施方法であること
- (3) 事業実施の効果
企画案を実施することによって、事業効果が期待される内容であること
- (4) 事業費の妥当性
所要経費の積算は企画内容に対し、妥当なものであること
- (5) その他の審査の視点
事業の波及効果、事業の継続性・発展性、新規性・先導性等

10 事業の実施（企画案採択後）

- (1) 事業実施に向けた協議（企画案採択後の協議）
企画提案した提案団体は、採択された企画提案について、県離島振興課と実施に向けた協議を行います。
なお、協議の結果、提案事業の内容の一部を変更・修正する場合があります。
- (2) 見積書等の提出
提案団体には、事業費の見積書を提出していただきます。
また、下記の書類も併せて提出していただきます。
ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」（様式第A号）
イ 任意団体につきましては、「団体の代表者等が成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書類」（様式第B号）及び「団体の目的等についての確認書」（様式第C号）
- (3) 契約の締結
ア 仕様が確定した後、県と提案団体との間で契約を締結します。
イ 契約の手続は、鹿児島県契約規則に基づいて行います。
ウ 県の承認を得ることなく業務の一部又は全部を他者に再委託することはできません。
- (4) 事業費の請求及び支払い
事業費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。
ただし、前金払が必要な場合は、その割合等を契約時に取り決めます。
- (5) 事業完了報告
事業を実施した提案団体は、事業終了後、仕様書に基づいた報告書を提出していただきます。

1 1 情報公開・情報提供

事業の実施状況及び完了報告の内容については、県のホームページ等を用いた広報や情報公開で活用する場合があります。

1 2 事業のスケジュール

募集期間	【令和6年6月19日（水）～7月5日（金）】（17時必着）
審査・選考	【令和6年7月】 ○ 書類審査及びプレゼンテーションによる選考・決定 ○ 選考結果の通知，公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【契約締結日～令和7年3月14日（金）】 ○ 仕様書に基づいた事業実施 ○ 事業の完了，報告書等の提出

1 3 問合せ先及び応募先

鹿児島県総合政策部 離島振興課 離島振興係 担当：関，宅萬（たくま）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎7階
電話：099-286-2445 F A X：099-286-5531
Email：ritousin@pref.kagoshima.lg.jp